

第2回東名遺跡整備基本計画策定委員会 議事録

1 開会

2 あいさつ

【部長あいさつ】

今回の委員会では、東名遺跡について、調整池を含めた全体をどのように整備していくべきなのかを具体的にご検討いただく回となります。本遺跡は、計画を含め5箇年を目処に整備を想定していますが、調整池内に位置するという特異な立地条件や財源の問題等からスケジュールが押している状況であります。時間的制約等がある中で、より良い計画にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

3 委員長あいさつ

【委員長あいさつ】

今回の委員会は、東名遺跡整備計画の骨格について検討する回で、委員会全体からみても根幹にあたる部分となります。委員の先生方のご意見を踏まえてまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

4 議事

《報告事項》

【第1回計画策定委員会での主な意見とその対応について】

【資料を基に説明】

- ・第1回計画策定委員会にて質疑のあった、「＜意見1＞事例紹介された史跡の年次について、重要文化財はあるか」について、遺跡名、国史跡指定年、重要文化財の内容を整理した表を用いて説明。

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー（国交省）

- ・特に無し

《協議事項》

（1）計画の概要について

【資料を基に説明】

- ・「資料1：史跡東名遺跡整備基本計画について及び遺跡整備基本計画＜目次案＞」、「資料2：史跡東名遺跡整備基本計画策定までの流れ」を用いて説明。

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー（国交省）

— 『東名遺跡整備基本計画』の位置づけについて —

- ：『東名遺跡保存活用計画』と『東名遺跡整備基本計画』の、位置づけや関係性を今一度確認したい。
- ：『東名遺跡保存活用計画』は、東名遺跡の保存管理及び、整備の基本構想をとりまとめた

ものである。また、今回の『東名遺跡整備基本計画』は、整備基本構想を具体化するものと考えている。

- ：文化庁が提示している保存活用計画→整備基本計画という流れで今回の計画を考えて良いのか、もしくは佐賀市が計画している埋蔵文化財センターと東名遺跡ガイダンスの合築の可能性を考慮して、多少、佐賀市としての事業も含めた上での計画と捉えた方が良いのか。
- ：今回の整備基本計画については、平成31年度下半期に予定している『基本設計』を行うための計画として位置づけている。さらに、今回の計画では、ガイダンス施設の検討も行うが、それは、佐賀市で計画している埋蔵文化財センターと合築する可能性がある。財政的な問題もあり、実現できるかどうか分からないが、今のところ教育委員会では、埋蔵文化財センターを東名遺跡隣接地に設置し、その中に東名遺跡のガイダンス機能も持たせたいと考えている。センター機能については、既に策定されている『佐賀市埋蔵文化財センター基本構想・基本計画』に基づいて実施する予定である。

(2) 計画策定の目的と方向性について

1) 計画策定の目的

2) 計画地・周辺の状況及び課題

【資料を基に説明】

・「資料3：(計画骨子)」、「参考資料：史跡東名遺跡保存活用計画書(案)概要版」、「参考資料：佐賀市埋蔵文化財センター基本構想・基本計画(概略版)」を用いて説明。

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー(国交省)

— 遺跡の活用について —

- ：東名遺跡は、キャッピングにより遺跡が特殊な方法で保存されている事例として、全国的にも誇ることでできる遺跡であるが、活用の面で考えると、実物を見ることの出来ないもどかしさを感じる。何らかの形で本物を見せる方向性や工夫を記載した方が良いのではないか。
- ：現状では、キャッピング(保存盛土)を開けて遺跡を見せることは不可能である。現地では、キャッピングによる保存の状況や、モニタリング調査地点での調査状況等を表示・解説し、実物は屋内展示で見せていくことが必要だと考えている。
- ：屋内展示では、貝層や遺構の立体剥ぎ取り等を用いて、臨場感のある展示を行っていくことが必要であるため、その点について基本方針で示していくべきだろう。
- ：現地は見えないので、手持ちの資料をフルに活用していくという姿勢を明文化していくことが必要である。

— 日本文化の原点と縄文文化の関係について —

- ：『東名遺跡保存活用計画』の将来像の基本方針や、本計画の基本理念の案としても掲げられている「日本文化の原点である縄文文化が学べる東名遺跡」について、縄文文化が日本文化の原点であるのか、数ある日本文化の原点の一つが縄文文化であるのか、どのように捉えているか。
- ：「日本文化の原点である縄文文化が学べる東名遺跡」という考え方を強く打ち出しても良いと考える。

- ：「日本文化の原点である縄文文化が学べる東名遺跡」については、東名遺跡保存活用計画策定委員会でも、そこまで言い切ってしまうものかとの指摘があったため、「縄文文化は1万年以上の長きに渡り、自然との共生を維持し続けた他国に例を見ない日本固有の文化であり、日本文化の原点ともいえる」という注釈を加えたところである。
- ：「日本文化＝（イコール）縄文文化」ではなく、「縄文文化は世界に類を見ない日本固有の文化であり、日本文化を特徴付けるものの一つである」と解釈すれば、学術的にも無理がない。
- ：以上の点を踏まえれば、計画策定の目的では、「“日本文化の原点である縄文文化”が学べる」の部分を修正した方が望ましいと考える。
- ：資料3に提示している「日本文化の原点である縄文文化」等の文言については、『東名遺跡保存活用計画』での考え方を抜粋したものであり、今後これらの考え方を整理した上で文章化し、再度ご提示する予定である。
- ：「日本文化」については、様々な計画書で枕詞的に使用されている。本遺跡は、しっかりと保存されていることから、「日本文化の聖地」にするくらいの“気持ち”を持っても良いのではないかと考える。
- ：「聖地」とすると宗教色が強いイメージとなってしまう。“気持ち”は理解できるがその意思とは違って捉えられてしまうことが危惧される。
- ：縄文文化は日本文化の原点の一つであることから、資料3の1.計画策定の目的で示されている「日本文化の原点である縄文文化～」については、「日本文化の原点ともいえる縄文文化～」に、同じく5.基本理念・方向性にて示されている「日本文化の原点が学べる～」については、「縄文文化が学べる～」と表現していくのはいかがだろうか。
- ：「日本文化の原点である縄文文化」等の表現については、『東名遺跡保存活用計画』の最終的な取りまとめの際に検討し、修正の必要があれば修正し、それに応じて本計画での文言も修正していきたい。

（2）計画策定の目的と方向性について

3）上位・関連計画

4）本質的な価値と構成要素の整理

【資料を基に説明】

- ・「資料3：（計画骨子）」、「資料4：上位・関連計画の整理」、「資料5：「東名遺跡の本質的価値」と整備活用の考え方」、「参考資料：史跡東名遺跡保存活用計画書（案）概要版」、「参考資料：佐賀市埋蔵文化財センター基本構想・基本計画（概略版）」を用いて説明。

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー（国交省）

— 東名遺跡の本質的価値について —

- ：史跡の構成要素のうち「湿地・貝塚遺跡調査のモデルとなる要素」に含まれる、見えないものを見える化した科学分析手法等について、展示や普及啓発等に活用していけないだろうか。
- ：整備活用において、本質的価値である「地下に埋蔵されている要素」と「発掘調査によっ

て得られた要素」を中心に検討するということであって、この2つのみに限定するわけではない。他の構成要素についても当然検討することになる。科学分析等の展示については、『八戸市埋蔵文化財センター 是川縄文館』で実際に行われており、その事例等も参考にしながら、検討していきたいと考えている。

— 出土遺物・記録資料の保存管理について —

- ：『佐賀市埋蔵文化財センター基本構想・基本計画』の中で示されている、施設の収蔵エリアの広さが450㎡に対し、東名遺跡の出土遺物の収蔵に必要なスペースは480㎡となっており不足している印象を受けるが、バックヤードでの増設等の計画はあるのか。
- ：埋蔵文化財センターが東名遺跡に隣接して設置されたとしても、Ⅱ種遺物については現在の富士収蔵庫において管理を継続していく予定である。東名遺跡の収蔵スペースで管理対象となる遺物はⅠ種遺物であり、その必要面積は250㎡程度となる。さらに、Ⅰ種遺物中の木製品については、保存処理が終了すれば棚積みが可能となる他、それ以外の遺物についても整理が完了すれば収蔵面積の縮小が可能であるため、最終的な必要面積は200㎡程度と想定しており、収蔵可能と考えている。
- ：参考までに、『佐賀市埋蔵文化財センター』の収蔵エリアは、何年で満杯になると想定されているのか。
- ：Ⅰ種遺物をさらにA～Cランクまで細分化している。まとまった調査を実施し、展示可能な遺物が多いAランクの遺物のみを収蔵するスペースを想定している。過去5～6年の発掘調査のペースを勘案すると、今後30年間は収蔵可能ではないかと考えている。
- ：Aランク以外の遺物についての収蔵は、どのように想定されているのか。
- ：バックヤードスペースにおいて収蔵することを想定している。
- ：出土遺物については、優先順位をつけたとしても、可能な限りしっかりと屋内で保存管理されることが望まれる。
- ：Ⅰ種資料については、現在、佐賀市文化財資料館で保存管理を行っているが、今後とも現状以下の水準にするつもりはない。

(2) 計画策定の目的と方向性について

5) 基本理念・方向性

【資料を基に説明】

・「資料3：(計画骨子)」、「資料6：整備の方向性」を用いて説明。

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー (国交省)

— 植栽・洪水対策について —

- ：縄文の森や、縄文の風景の重ね合わせ等、景観的にも期待できる文言が示されているが、縄文の森で展開したいアクティビティについて、展開出来る程のスペースが現状として確保可能であるのか。それは調整池敷地内であるのか、それが不可能であれば、どこかに確保できる予定地があるのか。
- ：縄文の森については、現在調整池の北東隅において植栽している箇所を活用していくとともに、ガイダンス施設の敷地内にも確保していきたいと考えている。ただし、広大な森を復元するのではなく、体験活動が可能で、癒しや憩いの場となる程度の広さで考えている。

- ：現在の縄文の森の植栽の生育状況が良くない点や、新たに植栽する場合もかなりの盛土を必要とする点からも、森を作っていくことが可能であるのか。また、そもそも森やガイダンス施設を設置する際に、洪水に対する想定は大丈夫なのか。
- ：現在の植栽の生育状況が悪い原因は、土壌の悪さ、地下水位の高さ、北風の影響等によるものと考えている。それらの改善策については、現在検討中である。
- ：森は必要な要素であるが、植栽にあたっては種の選定が必要である。例えばイチイガシは成長が遅いため適さないし、サクラ、ウメ、モモ等の類も水捌けの良い場所でないと適さない。一方、クヌギやシイ等の二次林になっているものや、水が好きなカヤ、またナンキンハゼ等も適すると考えられる。また、いずれにしても、土壌の改良は必要である。
- ：現在縄文の森の管理を行っており、今後とも屋外体験活動の場所として必要な植栽であると考えている。ただ、現状では、カシ類、クスはまずまず生育しているものの、サクラについてはほとんど生育していない状況である。調整池の基盤工事が改良剤を混ぜて行われていることから土壌が強酸性で硬くなっており、今後、屋外体験で用いるムクロジやイチイガシ等編みかごの材料となる樹木が生育するのか危惧される。土の入れ替えや盛土についても検討していくことが必要であろう。
- ：洪水についてはシミュレーションを行っており、想定最大規模の際に巨勢川調整池の堤防高であれば浸水しないことが想定されている。
- ：ガイダンス（展示・収蔵）施設の設置場所の選定にあたっては、洪水の発生も想定し、安全が確保された場所を選定していくことが当然必要である。

— 計画策定にあたっての文化財保護法・河川法等による制約等について —

- ：文化財保護法や河川法の改正の内容はどのようなものであり、今回の計画策定の際にどのような制約があるのか。またそれに関連して、今後とも継続して『東名縄文館』を利用できるのであれば、来館者に好評である屋上の展望利用等が、国土交通省職員の同行無しに可能になっていくことがあるのかどうか。
- ：文化財保護法の改正については、基本的に活用に関する部分が盛り込まれてくるものであり、植栽等個別具体的なことについて定められているものではない。また、河川法の改正についても、『東名縄文館』の屋上展望利用等、個別具体的なことに関わるものではない。ただ、河川法についてはその改正以前より、例えば現在植栽されている以外の堤防上に植栽をするなどといった場合には制約を受ける。なお、縄文館の屋上展望利用については、現在、国土交通省と協議を進めており、一般の見学利用に開放できるような方向で検討を行っている状況である。

— 方向性について —

- ：現時点での「基本理念・方向性」で掲げられている方向性として、「縄文時代の風景や生活文化を体感し、縄文文化が堪能できる整備」の1本立てとなっているが、ここに“施設・環境”の文言を加え、「縄文文化が堪能できる“施設・環境”整備」としてはいかがだろうか。また、「基本理念・方向性」で掲げられている“方向性”が「整備の方向性」を示すものであるならば、史跡の活用の観点から、施設・環境整備だけではなく、憩いの場等人が集まらなくては活用されない「人々が憩えるような施設の活用」を方向性のもう一つの柱として2本立てにしてはいかがだろうか。

○：方向性の文章化が未完であるため、現時点の方向性として「縄文時代の風景や生活文化を体感し、縄文文化が堪能できる整備」の一文のみ例示させて頂いているが、今後の基本方針の検討で、これ以外の方向性も考えられるため、改めて提示させて頂きたい。

— 展開すべき機能について —

- ：展開すべき機能については、『佐賀市埋蔵文化財センター基本構想・基本計画』を意識し過ぎたまとめ方になっている。基本理念や方向性を基に、次に書くべきものとして、「整備すべきこと」等を取りまとめる方が望ましいのではないだろうか。例えば、「多くの人が縄文文化を堪能できるような憩い・集いの場を整えていく」等。また、「調査研究」の機能についても整備計画において展開すべき機能としてここに盛り込むべきものなのか疑問であるため、整理が必要なのではないだろうか。
- ：また、イベント会場等の機能を、展開すべき機能としてどのように位置づけていくのかということも整理しておく必要がある。文化財の活用の観点からは、様々な形で文化財を利用してもらい、多くの人に来てもらうことも大切であるが、中にはイベント会場化し、文化財のことが軽視されてしまうという事例もあり問題となっている。ただ、イベント利用によって文化財を知り活用してもらい効果もあることから、「文化財の体感」等をキーワードとして、文化財と人をつなげるような装置を作っていくことが必要である。
- ：現時点で、展開すべき機能として提示しているものは、核心的な価値から導き出される機能について整理したものであり、「憩いの場」や「イベント会場」等個別の施設については、これらの機能の整理に基づいて付随してくるものと考えている。また、「資料 6：整備の方向性」で用いた図は、『佐賀市埋蔵文化財センター基本構想・基本計画』から引用したため、埋蔵文化財センターが中心となったイメージを与えてしまっているが、埋蔵文化財センターが中心となっていくことを意図しているものではない。
- ：今後の整備計画の議論を具体的に進めていくためにも、展開すべき機能を念頭に置きながら、その下に整備の基本方針をいくつか立てて、基本方針ごとに整備の目標と実行すべき事項等を整理してはいかがだろうか。
- ：展開すべき機能の図は、埋蔵文化財センターを中心にした機能の整理と捉えられるため、「公開活用」、「調査保存」に加え、屋外空間での展開として史跡全体を包括する視点からの「史跡の活用」という整理も必要ではないだろうか。
- ：全体を史跡公園のような概念で捉えると全体的な活用が考えやすい。そう考えると一般にも気軽に利用できるような空間となる。
- ：どこまでを整備の対象範囲とするのか。史跡地以外にそれを包括する調整池、さらに併設されるべきガイダンス施設までが対象範囲で、そのガイダンス施設が埋蔵文化財センター機能と重複しているイメージであろう。

(3) 全体計画の考え方について

【資料を基に説明】

・「資料 3：(計画骨子)」、「資料 7：土地利用の考え方」、「資料 8：全体計画(巨勢川調整池との調和)の考え方」を用いて説明。

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー(国交省)

— 全体のゾーニング等について —

- ：資料 8 で示された全体のゾーンについては非常に良いと考える。以前、巨勢川調整池が完成するまでに、国土交通省と地元住民とで調整池利活用計画の中でゾーニングを検討したことがあった。過去に佐賀市に対しても、占用して歴史公園化することを要望したこともある。このゾーニングに基づき、調整池全体が遺跡（歴史）公園化されることを希望する。

また、史跡へのアクセス向上のために、「参考資料：史跡東名遺跡保存活用計画書」の P.13 で示されている、エリア 3 及び 8 の市道への自転車・自動車の立ち入りや、エリア 9 における駐車場の開放等が望まれる。

- ：ご意見として、今後のプラン作りの参考にさせて頂く。

— 活用の捉え方について —

- ：活用について、委員の先生方それぞれに違った認識を持たれていると感じているため、何をもって活用なのかを整理していく必要がある。学習の場とすることが活用なのか、観光客が大勢来ることが活用なのか、どこで誰が利用するのか等によって、備えるべき機能も変わってくるものと考えられる。
- ：埋蔵文化財センターの検討の際には、「教育・学習」を第 1 に打ち出し、「観光」はその次に打ち出すものとして整理した。活用の内容は、ただ一つのこと限定されるものではないため、何に重きをおくかを検討していく必要がある。
- ：活用されるためには、人に来てもらわなければならないため、人を呼び込むためのどのような装置を仕掛けられるのかが問題である。
- ：人を呼び込むためには、何を“売り”にして整備していくのか等、他所との差別化が必要となってくるため、その考え方について基本理念で整理していくべきである。それがないと、施設を作ることが目的化してしまい、観光客にとってはどこにでもあるような魅力のないものができてしまう恐れがある。現在までの議論からは、ヤマ・ムラ・ハラといった縄文の原風景の要素が見え、体験できるといったことが“売り”になると考えられるが、他の類似事例ではどうなっているのか。
- ：元々の原風景に近い地形景観が残っている遺跡が多い。前回の委員会でも事例報告させて頂いた、『里浜貝塚』では海辺、『御所野遺跡』では丘陵地等、地形的な風景がそのまま利用でき、縄文の世界に入っていけるようなイメージの整備が行われている。しかし、東名遺跡の場合は、縄文の世界に入っていけるような風景ではないため、そこをどのようにして補っていくのかが一番の課題である。このことから、縄文の景観に近いムラ・ハラ・ヤマといったイメージでゾーン分けをして整理し、原風景に近い形で整備を進めていくことができないかを検討しているところである。このような環境におかれている史跡を整備した事例がないため、逆に注目されている。
- ：ボリューム感をどのように感じさせていくかが工夫のしどころではないだろうか。また、何かを掘って持ち帰ることのできるアクティビティ等も考えられる。
- ：人が来るといった観点での成功事例の多くは、幹線道路沿いで隣接して「道の駅」があるなど、遺跡以外の付加要素が大きいのが、東名遺跡については、そのようなことは望めないと考えられる。

- ：狭山池に隣接した『狭山池博物館』が参考になると思う。狭山池には周回できる歩道や堤防上の芝生、広場、水辺等があり多くの利用者が訪れ、その流れで博物館が利用されている。土日には駐車場が満車になる程である。
- ：『滋賀県立琵琶湖博物館』も隣接の水辺が憩いの場となっており、キャンプや、釣り等多くの人々から利用されていることから、遺跡以外の要素が重要になってくると考えられる。そういう整理が可能かどうかは問題であろうが。
- ：東名遺跡のハラゾーンについては、公園的な利用者が多くなるイメージを持って整備を検討していくことが必要と考えている。また、他所との差別化を図れる点については、迫力ある屋内展示であると考えられるので、そこに重点をおいていきたい。

— 全体計画について —

- ：ゾーニングについて、ヤマ・ハラ・ムラという分け方がされているが、東名遺跡の本質的な価値で言われている、「湿地性貝塚である」や、「佐賀平野の発達と干潟利用の初源を知ることができる」ということから離れていくのではないかと考えられる。現在ある調整池の水面は、縄文時代の水の動き・位置ではないが、「湿地性貝塚」や「佐賀平野の成り立ち」を想起させる「水」がすぐそばにあることから、例えば「水のゾーン」を設けてみたり、その活かし方を考えてみてはどうだろうか。そうすることにより、『狭山池』や『琵琶湖博物館』等、水と関わり合いのある遺跡の整備・活用と考え方がリンクしてくるのではないだろうか。
- ：「“湿地性”貝塚」という言い方に違和感がある。東名遺跡は臨海であり、海とムラと、後背に森林があるという構成になるのではないだろうか。
- ：「“湿地性”貝塚」は、現地の状況を示している言葉ではなく、「湿地」の特徴と、「貝塚」の特徴の両方を合わせ持つ遺跡で、普通では残らないものが残っているという意味合いで使っている。
- ：東名遺跡は、元々有明海で潟であることから、「湿地」とは別のものであると考えられる。
- ：言葉はイメージにつながることから表現の工夫が必要である。安易に使うと展示解説にも引用されたりもするので、表現については慎重に検討していく必要がある。
- ：ムラ・ハラ・ヤマについては、定義づけがあいまいな部分もあることから、再度整理させて頂く。ただ、ゾーン分けのイメージとしては、全体計画に示した区分になると考えている。
- ：ゾーンの名称は別として、ゾーン分けとその性格の考え方については、問題ないと思われる。
- ：国土交通省にお伺いしたいのですが、調整池を水辺の公園として整備することは可能であるのか。
- ：非常に難しいと考えている。
- ：では、市民がテントを張ったり、釣りを楽しむことも難しいのであろうか。
- ：そこをどこまでできるようにするのは、議論していく必要がある。
- ：駐車場の開放等についても議論していく必要がある。
- ：資料6で釣り体験や、丸木舟体験が例として挙げられているが、丸木舟体験は可能であるのか。
- ：釣りは禁止していないが、安全に対する呼びかけはさせて頂いている。丸木舟体験につ

いては、体験プログラムの中で検討されていると思われるが、調整させて頂きたい。

- ：現在の活用の考え方で、観光客は呼べるだろうか。
- ：現在の考え方だけであると、似たような事例は数多くあるため、工夫が必要であると考えられる。
- ：遺跡を守り、価値を担保していくという前提から逸脱しなければ、様々な利用の形があってよいと思われる。
- ：『琵琶湖博物館』は、琵琶湖での舟の体験や、水質・環境保全講座の受講がきっかけとなり利用されていることから、参考になると考えられる。
- ：東名遺跡は調整池内にあることから、管理上できることと、できないことの基本的な考え方を示して頂きたい。
- ：文化振興課と協議しながら、可能なもの、調整が必要なもの、不可能なものを整理させて頂きたい。
- ：国土交通省とは、既に個別に協議する場を設け、打合せをさせて頂いている状況である。

— 上位・関連計画について —

- ：東名遺跡は、交通アクセスが悪いという状況の中において、道の駅等、付随の魅力で利用者を呼び込める施設の立地計画等はあるのだろうか。
- ：調整池の西側の入り口付近に、『東部環状線』が5年後位に整備される予定がある。
- ：5年後位に整備されるとすれば、ガイダンス施設の整備と時期が前後することから、この計画も見据えて計画を検討していくべきである。

— まとめ —

- ：今回検討事項として出されたものを事務局で整理して頂きたいが、今回提示された考え方の大枠の方向性はよろしいか。
- ：意義なし。

(4) その他

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー（国交省）

・特に無し